

民事信託預金に係る特約

民事信託預金（以下「この預金」という。）は、当行の定める「普通預金規定」または「無利息普通預金（決済用預金）規定」の定めるところに加え、次条以下の特約（以下「この特約」という。）を定めるところにより取り扱います。

第1条 利用対象者

- （１）この預金は、公正証書で締結した信託契約書の受託者が利用できるものとします。
- （２）この預金に関する一切の法律行為は、受託者が行うものとします。
- （３）この預金の利用を開始する場合は、当行所定の手数料を当行に支払うものとします。

第2条 取引方法

- （１）この預金は、受託者が委託者の信託目的を達成するために信託財産を管理するものとします。
- （２）当行は、信託契約に基づく払戻し・解約であることを確認するために、資金使途や口座解約事由を確認することがあります。
- （３）当行は、信託契約に基づかない払戻しを制限することができるものとします。
- （４）信託契約が終了する場合、この預金は解約するものとします。

第3条 届出事項に変更等があった場合の取扱い

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、口座開設店にただちに連絡のうえ、所定の手続きを行うものとします。この手続きが遅れたために生じた損害について、当行は責任を負いません。

- ①通帳または届出の印章の喪失
- ②受託者の住所、その他の届出事項の変更
- ③受託者による任務の遂行が困難になった場合
- ④委託者の死亡の事実
- ⑤受託者の死亡の事実

第4条 各種お取引の取扱

- （１）この預金の預金保険機構の名寄せは、受託者とします。
- （２）この預金は、委託者および受託者の固有財産とは混同することなく管理するものとします。

第5条 解約

（１）この預金を解約する場合もしくは信託契約の終了事由が生じた場合は、通帳および届出印を持参のうえ、口座開設店に申出てください。

（２）次の各号に該当する場合には、当行はこの預金を解約できるものとします。

- ①「普通預金規定」または「無利息普通預金（決済用預金）規定」に定める預金の解約を行うとき
- ②法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当行がこの預金の継続的な提供が困難であると判断した場合

第6条 適用条項

（１）この特約に定めのない事項については、「普通預金規定」または「無利息普通預金（決済用預金）規定」が適用されるものとします。

（２）この特約の条項と「普通預金規定」または「無利息普通預金（決済用預金）規定」の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。それ以外の場合については、この特約の目的を害しない限度で「普通預金規定」または「無利息普通預金（決済用預金）規定」を適用するものとします。

（３）この特約および「普通預金規定」または「無利息普通預金（決済用預金）規定」に定めのない事項が発生した場合は、当行と協議のうえ決定します。

第7条 特約の変更

（１）この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第8条 準拠法・裁判管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に関する訴訟については、長野地方裁判所を所轄裁判所とします。

以上